

(表)

三芳町本人通知事前登録申請書

年 月 日

(提出先)

三芳町長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

[申請者： 1 本人 2 法定代理人 3 代理人]

三芳町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱第4条の規定により、次のとおり本人通知の登録を申請します。

通知を希望する者	フリカナ			
	氏 名			
	生年月日	T・S・H・R 年 月 日	性 別	
	住 所			
	本 籍		筆頭者	
	連絡先	( )	[ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先]	

法定代理人が申請をする場合は、次の欄にも記入してください。

法定代理人	区 分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人
	フリカナ	
	氏 名	
	住 所	
	連絡先	( ) [ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 ]

(注) 1 裏面の内容をよく御覧ください。

2 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号等に○印等をつけてください。

3 申請の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1) 申請者が本人であることを証明する書類(住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)
- (2) 法定代理人による申請の場合は、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) 代理人による申請の場合は、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付	登録	本人等の確認書類		備考
		<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	
		<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 旅券	
		<input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 運転免許証	
			<input type="checkbox"/> その他( )	

(裏)

三芳町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知について

1 この本人通知は、この申請により事前登録をした者(以下「登録者」という。)に係る住民票(除票を含む。)の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票(除附票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)謄抄本、戸籍記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)を、第三者(自己等(注)の代理人及び自己等以外の者(国又は地方公共団体の機関を除く。))をいう。以下同じ。)に交付したときに、その事実について通知するものです。

(注) 「自己等」とは・・・(住民票関係)自己又は自己と同一の世帯に属する者  
(戸籍関係)自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に三芳町住民票の写し等交付通知書(以下「通知書」という。)を送付します。
- 3 通知書の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、交付した住民票の写し等の種別及び通数、交付した住民票の写し等の交付請求者の種別です。
- 4 通知書は、登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するもので、登録者と同一の住民基本台帳、戸籍等に記録され、又は記載されている者であっても登録をしていなければ、通知の対象とはなりません。
- 5 登録を受けようとする人(以下「申請者」という。)又は登録を受けている人(以下「登録者」という。)は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。
- 6 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による登録の申請(以下「登録申請」という。)は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
- (1) 申請者又は登録者が疾病等により直接、登録申請をすることができない場合
  - (2) 申請者又は登録者が他の市区町村に居住している場合
- 7 郵便等により登録の申請をするときは、この申請書に必要事項を記入の上、申請者本人であることが確認できる書類(マイナンバーカード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの)の写し、法定代理人による場合は、併せてその資格を証明する書類、代理人による場合は、併せてその旨を証明する書類(委任状等)、返信用封筒(あて名を記載し、返送に要する切手を貼付したもの)を同封してください。
- 8 転出又は転居等により、登録をした住所等の内容に変更が生じた場合は、届け出が必要です。なお、届出がなく通知書が返戻となったときは登録を廃止します。
- 9 登録の取消をしたいときは、届け出が必要です。
- 10 登録者が死亡、居所不明等により住民票又は戸籍から消除されたときは、登録を廃止します。